

2021地域ミーティング 〔 東・西・南地区 〕開催結果

開催日時 令和3年8月5日（木）午後7時から午後8時まで
会場 越前市文化センター小ホール
出席者 総数46人
（自治振興会）東・西・南地区会長ほか、各地区役員・区長
（市側）市長、防災危機管理課長、都市整備課長、環境政策課長、福祉総合相談室長、新型コロナウイルスワクチン接種対策室副課長、市政情報室長
司会進行 市民協働課長
記録 情報政策課

◆開会・目的説明 市民協働課長

◆ 各地区自治振興会 会長紹介

【市政ミーティング】

◆市長 挨拶

- ①北陸新幹線「越前たけふ」駅周辺官民連携プロジェクトについて
- ②新型コロナウイルス感染症対策ほか
 - ・令和2年度3月補正予算、令和3年度当初、6月補正予算について
 - ・水道料金について
 - ・新型コロナワクチン接種について

【質疑応答】

Q-1：第2次避難場所（東小学校）への避難道路の拡幅について（東地区）

第2次避難所となっている東小学校に通じる市道は、旧市内地ということで道幅が狭く、また道路に面する家屋に建設時期より相当の年月を経過し耐震構造を満たしていないものもあり、震災時に倒壊し避難道路を塞いでしまう恐れがあります。

防災訓練時には、周辺町内は遠回りをして一番広い道路を利用して小学校に向かっているところです。

市役所新庁舎建設に伴い、東公民館移転説明会において市が提示した市道

拡幅を早急に実施していただくよう要望します。

道路拡幅が困難とするならば、市役所を第2次避難所に変更していただくよう要望いたします。

A-1-1：都市整備課長

ご要望の市道については、広域避難場所への避難経路として大変重要な路線であると考えています。

市道の拡幅については、沿線の皆様の理解が得られなかったことから、当面、整備が困難な状況となっています。

市としては、沿線の皆様のご理解を得られた際には、事業を進めていきますので、地元の皆様のご協力をお願いします。

A-1-2：防災危機管理課長

前日も同様のご質問をお受けしましたが、特に地震災害の際は、時間的に猶予がなく、瞬時に避難行動をとる必要がありますので、東地区の皆さんのみならず、近隣地区で被災されている方や、例えば鉄道利用の帰宅困難者などを含めて、市役所や庁舎前広場を一時的な避難場所としてご利用いただければと思います。

また、被害の状況によって、広域避難場所の東小学校に避難ができない、或いは使用が困難な場合は、避難者の数や避難に要する期間を考慮し、市役所を含めて、公共施設全体の中で対応する必要があると考えています。

一方、風水害の場合は、市民の避難行動に支障が生じないように、市では適切に避難情報を発表しますので、日頃から洪水ハザードマップをご確認いただき、広域避難場所の東小学校を含めて、牢固な知人や親せき宅、あるいは自宅の上層階など、安全が確保できるところへ、早めの避難をお願いします。

Q-2：町内空き地の管理について（東地区）

少子高齢化社会の中で、町内に空き地が増えてきており、これらの土地の管理に対し、町内としても土地所有者に管理要望してもなかなか聞き入れてもらえない。他の市町村では、行政として管理指導がされているところもあり、越前市においても土地所有者への管理指導方をお願いします。

A-2：環境政策課長

草や樹木など空き地の管理について、市に苦情が寄せられた場合、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第5条に「土地の占有者は、その占有する土地を清潔に保つように努めなければならない。」と、土地所有者の管理責任についての努力義務が規定されていることから、環境政策課で現地を調査し、必要に応じて

土地所有者を市税務課に照会した上で、土地所有者に対し、草刈りなどを実施していただくよう、土地の適正管理をお願いする通知を送らせていただいております。

しかしながら、先程の法律にありましたとおり、あくまでも土地所有者の努力義務に基づきお願いをするものであり、法的な強制力はございません。

また、市が私有地の草刈り等を行うこともございません。

その他、土地所有者がお亡くなりになっており、その後の相続登記がなされていないケースでは、どなたにお願いをすれば良いかが分からないこともあり、通知自体が送付できないこともありますので、ご理解をお願いします。

Q－3：生活困窮者、要援護者に対する市職員の積極的関与について（東地区）

コロナ禍において、失業者が発生し、日々の生活が困難な状況に陥っている区民に対して、民生委員や福祉部員が訪問するなど対処していますが、市に状況報告や支援の要望をしても、地域役員で対処して欲しいとの回答があります。

地域役員での対処についても限度があり、夜に男性宅に女性役員が訪問することも危険性があり対処に困っている状況です。

ぜひ市職員が積極的に関与していただくよう要望いたします。

また、要援護者に対する対応についても、地域任せにならないよう定期的に市の担当者においても訪問していただき、どのような事を希望しているのかを直接聞いていただき、行政支援の方法を導いていただきますよう要望いたします。

A－3：福祉総合相談室長

本年4月より、市では、新たに福祉総合相談室を設置し、複合的で多様な課題を抱える家庭や制度の狭間にある家庭を総合的に支援しています。

同室では、特に、生活困窮やひきこもりに関する相談、また、いろいろな福祉の困りごとがあり、どの窓口相談すればよいのかわからない相談等に対応しています。

区長さんや民生委員さん等地域の方々には、地域の気がかりなご家庭の情報を把握された場合には、まずは市福祉総合相談室までつないでいただければ、同室を中心に訪問や面談を行った後、関係機関と調整し、その家庭全体を支援させていただきますので、その後、必要に応じて、地域における見守りや助け合い等、できる範囲でご協力をお願いいたします。

また、対象者が高齢の場合、地域の高齢者に係る相談を受ける地域包括支援センター（東地区は和上苑）を身近な相談窓口としてご活用いただければと存じます。特に、コロナ禍にあつては、フレイルや認知機能の低下などが懸念されるため、より積極的な地域での支援を依頼しているところです。

◆閉会